

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2022年6月9日～2022年6月15日)

令和4年(2022年)6月17日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 最高裁判所法改正案の成立 ベラルーシ国境における不法移民情勢に関連した国境沿い地域での滞在禁止措置の変更 ドゥダ大統領のポルトガル及びイタリア訪問 ヤブウォンスキ外務次官のOECD閣僚理事会出席 ドゥダ大統領のブカレスト・ナイン(B9)首脳会合出席 ラウ外相と王毅中国外交部長とのオンライン会談 ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ及びチャプトヴァー・スロバキア大統領とのオンライン会談 ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との電話会談 ラウ外相のモンテネグロ訪問 ドゥダ大統領とペンダロフスキ・北マケドニア大統領との電話会談 モラヴィエツキ首相のハーグ訪問 ラウ外相のアルバニア訪問								【お願い】 3か月以上滞在される場合、在留届を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話22 696 5005 Fax 5006 各種証明書 在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ドイツが国境検査を強化 ワルシャワ在住ロシア人がロシアによる侵略に抗議 ポーランドにおける自動車窃盗件数が減少傾向								
経済 ウクライナ復興関連起業家データベースの立ち上げ ポーランドにおけるウクライナ避難民女性の就労 2023年国家予算の政府予測 グダンスク港における積替えの増加 政府が国家廃棄物管理計画を更新予定 気候・環境大臣、石炭・ガスの不足はない 開発・技術大臣、水素経済実現に向け国家復興計画の予算から8億ユーロを提供								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事								
在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp								

最高裁判所法改正案の成立【9日・13日】

9日、最高裁判所法改正案が下院にて再度の審議・投票に付され、上院が付した修正29個のうち23個については認められない形で採択された。上院は、①最高裁に設立される「職業責任部」の裁判官の候補者となる33名の裁判官は、最高裁で7年以上の勤務経験を持つ者の中から抽選で選出される、②最高裁規律部で下された判決はすべて無効となり、法的効力を持たなくなる、③最高裁規律部によって停職処分が付された裁判官は職務復帰し、その後3年間は本人の同意なしに他の部へ異動させられなくなる、④最高裁規律部の裁判官は、改正案の施行日に裁定を行うことができなくなる、⑤裁判官の独立性・公平性テストの適用基準を拡大し、「裁判官任命プロセスにまつわる事情は、当該裁判官の参加を得て下された判決に異議を唱えたり、当該裁判官の独立性や公平性を問うたりするための唯一の根拠とは

なり得ない」という条文を削除する、といった修正を付していたが、下院では採択されなかった。13日、ドゥダ大統領は、同改正案に署名した。

ベラルーシ国境における不法移民情勢に関連した国境沿い地域での滞在禁止措置の変更【9日】

9日、内務・行政省は、本年7月1日からベラルーシ国境における不法移民に関連して実施されている国境沿い地域2県（ポドラスキエ県及びルベルスキエ県）183市町村における滞在禁止措置定める内務・行政大臣令は、適用を停止し、同時に、ポドラスキエ県地方長官が国境から200メートル以内の地域における滞在禁止措置を導入する旨発表した。これは、ポーランド・ベラルーシ国境におけるフェンス建設作業が進んでいることに関連したものであるという。

ドゥダ大統領のポルトガル及びイタリア訪問【8日～9日】

8日から9日にかけて、ドゥダ大統領は、ポルトガル及びイタリアを訪問し、レベロ・デ・ソウザ・ポルトガル大統領及びマッタレラ・イタリア大統領とそれぞれ会談を行った。

8日、ドゥダ大統領は、ポルトガルにて、レベロ・デ・ソウザ大統領と会談を行った。両大統領は、ウクライナ及びウクライナがEU加盟候補国の地位を得る可能性について議論した。ロシアの侵略によって引き起こされた世界的な食糧危機のビジョン及び移民の波及効果なども議題として取り上げられた。ドゥダ大統領は、「レベロ・デ・ソウザ大統領との対談は長く、興味深いものであった。自分は、レベロ・デ・ソウザ大統領に対し、ウクライナのためのEU加盟候補国としての地位が必要であると説得した。」と語り、「レベロ・デ・ソウザ大統領とともに、ウクライナの自衛のためにすべてを行わなければならないという点で一致した」と指摘した。

9日、ドゥダ大統領は、ローマのクイリナーレ宮殿にて、イタリアのマッタレラ大統領と会談を行った。ドゥダ大統領は、「自分は、自分が説得するためだけでなく、これらの指導者たちが他の指導者たちを説得するようになるために旅をしている。ウクライナへのEU加盟候補国の地位の付与に同意するようEUの仲間たちを説得するためにイタリアが関与することを望む」と述べた。

なお、スロバキアのチャプトヴァー大統領は、新型コロナウイルスの陽性反応により、当初の予定に反して、ドゥダ大統領のこれらの国々への訪問に同行

しないことになった。

ヤブウォンスキ外務次官のOECD閣僚理事会出席【8日～9日】

8日から9日にかけて、ヤブウォンスキ外務次官は、パリを訪問し、OECD閣僚理事会に出席した。OECD閣僚理事会では、ゼレンスキー・ウクライナ大統領がリモートで参加し、ロシアのウクライナ侵略が及ぼす影響などについて議論された。ヤブウォンスキ次官は、最多のウクライナ避難民を受け入れ、ウクライナ支援を組織するポーランドの役割を強調し、戦争が世界経済と世界の食料安全保障に及ぼす悪影響を指摘した。また、同次官は、OECDが国際金融機関や他のドナー国との連携の下で戦後復興においてウクライナへ積極的な支援を提供すべきだと指摘した。閣僚理事会の出席者は、ポーランド及びリトアニアが発揮した外交的イニシアティブのおかげでOECDがキーウに代表部を開設することになったことを強調した。さらに、同次官は、リトアニアのカロプリス外務副大臣や日本の三宅外務大臣政務官と会談を行った。会談では、ポーランドとこれらの国々との経済的・政治的な協力について議論された。加えて、同次官は、ムーアヘッドOECD開発援助委員会委員長とも実務協議を行った。協議では、ウクライナやポーランドなどの避難民受け入れ国に対する国際社会の支援を強化するための方策に焦点が当てられた。

ドゥダ大統領のブカレスト・ナイン(B9)首脳会合出席【10日】

10日、ドゥダ大統領は、ルーマニア・ブカレストを訪問し、ブカレスト・ナイン(B9)首脳会合に出席した。B9諸国首脳は、ロシアのウクライナに対するいわれのない侵略及び残忍な国際法違反を非難し、戦争犯罪の咎を追う者たちの責任追及への期待を表明する共同宣言を採択した。共同宣言では、トランスアトランティック関係の重要性及び「NATO領域の隅々まで」守るという同盟の決意も強調された。首脳らは、NATO東方を大幅に強化し、前方プレゼンスから前方防衛へと変化させることに対する期待も表明した。ドゥダ大統領は、「B9首脳会合の目的は、6月のNATO首脳会合に先立ち、地域の国々の立場を整えることであり、それによって、NATO東方におけるNATO軍のプレゼンスの新しい形態が最終決定されることを期待している」述べた。ルーマニアのヨハニス大統領とともに首脳会合を共催したドゥダ大統領は、ストルテンベルグNATO事務総長のリモート出席及びバイデン米大統領によるB9を支持する書簡の発出に謝意を表明した。

ラウ外相と王毅中国外交部長とのオンライン会談【10日】

10日、ラウ外相は、王毅中国外交部長とオンライン会談を行った。会談は、第3回ポーランド・中国政府間委員会の枠組みの一環として行われ、二国間の問題だけでなく地域や世界の最も重要なテーマについて議論する機会となった。ラウ外相は、ポーランドが中国との二国間協力を非常に重視していることを強調し、二国間関係における主要な問題として、貿易の非対称性が深く、また、ポーランド側の貿易赤字が拡大していることを指摘した。また、両外相は、中国市場においてポーランド産の商品、特に農産物や食品、家具や化粧品を認可するプロセスを円滑化し、透明性を向上させる必要性について議論し、ラウ外相は、ポーランド領域を通じて行われる中国から欧州への鉄道輸送サービスにより多くのポーランド企業を参画させる必要性について述べた。さらに、両外相は、国連での採決では相違が見られたものの、国家間の国際関係の基礎は主権と領土一体性の原則の尊重である点で一致した。両外相は、国際情勢に関しても二国間協力の枠組みにおいても、対話を深める用意があることを確認し、経済協力に関する合同委員会の次回会合の開催、貿易・投資に関するワーキンググループの立ち上げ、農業問題に関する協議の強化について、前向きな姿勢が示された。

ドゥダ大統領とゼレンスキー・ウクライナ及びチャプトヴァー・スロバキア大統領とのオンライン会談【13日】

13日、ドゥダ大統領は、ゼレンスキー・ウクライナ及びチャプトヴァー・スロバキア大統領とオンライン形式で会談を行った。会談の議題は、ウクライナへのEU加盟候補国としての地位の付与に向けた活動の調整であった。大統領らは、それぞれが実施した

欧州各国首脳との会談や協議について情報交換を行った。ドゥダ大統領は、最近のポルトガル及びイタリア訪問の経過と、リガでの三海域イニシアティブ(3SI)首脳会合期間中に予定されている会談や電話会談について報告した。ゼレンスキー大統領は、ドゥダ大統領及びチャプトヴァー大統領によるウクライナの取組への支援に謝意を表明した。

ドゥダ大統領とナウセーダ・リトアニア大統領との電話会談【13日】

13日、ドゥダ大統領は、ナウセーダ・リトアニア大統領と電話会談を行った。会談の議題は、ウクライナへのEU加盟候補国としての地位の付与に向けた取組や今後予定されている三海域イニシアティブ(3SI)首脳会合についてであった。

ラウ外相のモンテネグロ訪問【13日～14日】

13日から14日にかけて、ラウ外相は、モンテネグロを訪問し、ジュカノビッチ大統領、アバゾビッチ首相及びクリボカピッチ外相と会談を行い、協力と安全保障問題を中心に議論した。同外相は、モンテネグロで最近実施された改革プロセスについて、OSCEを構成する原則と価値の反映であり、モンテネグロを地域の安定的かつ建設的なパートナーにするものであるという認識を強調した。また、同外相は、連帯、法の支配、対話文化への愛着を明確に確認するのは、欧州と世界にとって最近の極めて困難な時期にモンテネグロが取った立場であると指摘した。さらに、同外相は、「OSCEを形成してきた価値観に対するモンテネグロの緊密な関係とコミットメントは、ロシアのウクライナ侵略に対するモンテネグロの明確かつ原則に依った立場によって改めて証明された。OSCE議長として、モンテネグロによる全面的な支援、そしてEUの外交・安全保障政策に沿った行動に対し、最高の敬意を表明する。欧州の安全保障と原則に基づく国際秩序全体がロシアから攻撃を受けている今、このような姿勢は非常に貴重だ」と強調した。加えて、同外相は、モンテネグロがOSCEとの協力を緊密化させ、さらなる変革の実現に向けてOSCEの潜在力を活用するよう奨励し、モンテネグロのEU統合プロセスにおけるOSCEの重要性を指摘した。その他、同外相は、極めて友好的な関係を特徴とし、NATO加盟や欧州統合への献身など戦略的に重要な問題における意見の相違が見られない二国間協力の問題も取り上げた。

ドゥダ大統領とペンダロフスキ・北マケドニア大統領との電話会談【14日】

14日、ドゥダ大統領は、ペンダロフスキ・北マケドニア大統領と電話会談を行った。会談の議題は、北マケドニアのEU加盟交渉プロセスであった。

モラヴィエツキ首相のハーグ訪問【14日】

14日、モラヴィエツキ首相は、デンマーク及びオランダの招きに応じハーグを訪問し、EU加盟国会合に出席した。会合には、ベルギー、ポルトガル、ラトビアの政府首脳とルーマニアの大統領も参加した。会合は、6月28日から30日にかけてマドリッドで開催されるNATO首脳会合に向けた準備を進める一環として行われた。会合の主要な議題は、ウクライナでの戦争であった。出席者たちは、EU及びNATOの側面（flank）の強化についても議論した。モラヴィエツキ首相は、EUへの道を歩むウクライナの野心を支援することも重要であると強調し、「ウクライナ国民は希望を必要としているのだから、我々は一刻も早くEU加盟候補国としての地位を付与することを支持する。そして、これこそが未来への最大の希望なのである」と述べた。また、同首相は、「ウクライナを守るために、ウクライナの人々が自由と主権を守ることを支援するために、我々は十分なことをしてきておらず、今もしていない。だからこそ、自分たちはあなたたちへ、ウクライナへの砲兵兵器の供給においてはもっと数多くのことをするよう訴える。だからこそ、ウクライナのための効果的かつ効率的な支援と援助に焦点を当てるのが非常に重要なのである。今ここで、数週間後でも数か月後でもなく、まさに今ここである。」と呼び掛けた。さらに、同首相は、欧州における安全保障アーキテクチャーの再構築について、「何よりもまず、我々の結束とトランスアトランティックなアプローチを強化することが非常に重要であると思う。トランスアトランティックの絆をはっきりと信じている。

ロシアによるウクライナ攻撃のような脅威と野蛮な攻撃に対しては、NATOが封じ込めるための唯一のものであり、NATO及びEU東方に対する更なる攻撃を阻止する唯一の要素となり得ることは我々全員にとって明白である」と強調した。会合では、NATO拡大についても議論され、ポーランドは、スウェーデンとフィンランドが下したNATO加盟に関する決定を全面的に支持するとした。

ラウ外相のアルバニア訪問【15日～16日】

15日から16日にかけて、ラウ外相は、アルバニアを訪問し、メタ大統領、ベガイ次期大統領、アフメタイ副首相、アルバニアのEUとの首席交渉官と会談を行ったほか、アルバニアに駐在するOSCEミッションの代表者とも面会した。同外相は、司法、法の支配、汚職との闘いの分野を含め、アルバニアで徐々に実施されている改革パッケージへのOSCEの支持を確認した。また、同外相は、「OSCEが改革の重要な分野でさらなる支援を提供する用意があることを喜んで確認する。アルバニアは、改革の実施において非常に上手く対応している。さらに、アルバニア政府が南・東欧の気候変動と安全保障に関するOSCE地域プロジェクトを強く支持していることを歓迎する」と述べた。さらに、同外相は、アルバニアのOSCE加盟30周年とOSCEミッションのアルバニアでの活動25周年に際し、祝意を述べた。会談では、アルバニアをEU加盟交渉開始に近付けるための問題も提起された。

治 安 等

ドイツでの国境検査を強化【10日】

10日、国境警備隊は、ドイツ・バイエルンにおいて開催されるG7首脳会合に関連して、6月13日から7月3日までの間、ドイツ側内部国境において国境検査が一時的に導入されると発表した。国境警備隊は、当該国境を通過するに際して、身分証の携帯を推奨している。

ワルシャワ在住ロシア人がロシアによる侵略に抗議【12日】

ロシアの日である12日、ワルシャワに在住するロシア人やベラルーシ人、ポーランド人が、ロシアによるウクライナへの侵略に抗議するデモを行った。デモ参加者らは、「プーチンのないロシア」や「連帯は私たちの強み」というスローガンを唱え、憲法広場から

在ポーランド・ロシア大使館まで行進し、ロシアの民主化とウクライナに対する攻撃の終結を求めた。

ポーランドにおける自動車窃盗件数が減少傾向【13日】

当地紙ジェチポスポリタ紙は、本年5月までにポーランド国内で盗難被害にあった自動車が合計2,559台で、昨年同期より393台減少していると報じた。被害件数で最も多かったのは、ワルシャワ周辺で747台、元も少なかったのはウツキエ県で約160台であったという。国家警察本部によると、被害が多かった車はドイツ車であるが、ワルシャワにおいては日本車、ポズナンにおいてはフランス車が最も多く盗まれているという。盗難にあった車は、解体された後、オークションなどで売買されるという。

経 済

経済政策

ウクライナ復興関連起業家データベースの立ち上げ【10日】

ポーランド投資貿易庁（PAIH）は、開発・技術省とともに、ウクライナ復興ビジネスに関心のあるポーランド起業家のデータベースの作成を開始した。第一弾

として、2022年8月にもウクライナ復興に関心のあるポーランド起業家との面談を開始する予定である。開発・技術省によれば、ウクライナ復興には5～6千億ドルの費用が積算され、建設、医療、交通インフラ、

機械、食料、IT、農業等の産業分野で復興需要が高いとのことである。

ポーランドにおけるウクライナ避難民女性の就労【13日】

マロング家族・社会政策大臣は、ポーランドの労働市場におけるウクライナ人女性の経済的活性化に関するデータを提供し、その結果は非常に満足できるものと評価した。

ポーランドでは22万人以上のウクライナ女性が仕事に就いている。約120万人のウクライナ人がPESELを持っており、うち50万人が労働年齢で主に女性である。失業率は3月には既にパンデミック前の水準まで下がり、5月には歴史的な最低値(5.1%)に近づいた。

マクロ経済動向・統計

2023年国家予算の政府予測【15日】

政府は2023年予算案の前提条件を採択した。財務省は、ポーランドの2022年GDPを3.8%、202

3年を3.2%(2021年は5.9%)の成長を見込んでおり、インフレ率は、2022年は9.1%、2023年は7.8%と予測している。

ポーランド産業動向

グダンスク港における積替えの増加【14日】

ポーランドに輸入される石炭やウクライナから輸出される穀物などの商品の増加により、国内の輸送システムが滞り、既にグダンスク港への鉄道は20時間以上の遅延が起こっている。5月末、グダンスクのターミナルでの積替え量は前年比18%増であった。ポーランドはロシア以外から海路で石炭を購入している上、石油の積替えも増えており、2022年には2,

300万~2,400万トンに達するとみられる。グダンスクでは、必要に応じて3,600万トンまで対応可能と推定される。ポーランドからの穀物輸出が好調であった昨年は、ポーランドの全港で約800万トンの穀物を扱ったが、ウクライナの穀物輸出は昨年約5,000万トンであり、バルト海沿岸の港が直面する課題の大きさを示している。

エネルギー・環境

政府が国家廃棄物管理計画を更新予定【13日】

政府は2028年までの国家廃棄物管理計画(NWMP2028)の更新を計画しており、同計画に関する閣議決定により、廃棄物に関する法律の内容を履行し、少なくとも6年ごとに同計画を更新する。現在のNWMPは2016年7月1日付けの閣議決定により採択され、2022年半ばまでに更新する必要がある。さらに、ポーランドが廃棄物管理と循環経済への投資のためのEU資金を利用できるように更新する必要がある。NWMPは、ポーランドで発生するすべての種類の廃棄物、特に一般廃棄物、消費者遺棄物、有害廃棄物を対象としている。

ほとんどなく、ノルウェーからの輸入拡大に焦点を当てる。石炭については、国内生産量を増やすと共に輸入も拡大する。他方、ポーランドは大量の石炭を船で輸入したことが無いため困難であるとした。また、石炭の値段をウクライナ侵略開始前の水準に下げるとの補助制度を導入する予定である(現在:2,500ズロチ~3,000ズロチ(540~648ユーロ)/トン、目標:1,000ズロチ(216ユーロ)/1トン)。同補助制度に関する石炭価格の上限に関する法案は14日に閣僚評議会で承認され、早ければ8月に施行される可能性がある。

気候・環境大臣、石炭・ガスの不足はない【13日、14日】

モスクファ気候・環境大臣は、ポーランド政府は十分な石炭とガスを確保する一方、家庭向け石炭価格を引き下げると述べた。ガスについては、既に備蓄タンクはほぼ満タンであり、10月にパルティックパイプラインが開通しノルウェー鉱床からの輸入が開始される。国内の天然ガス生産量を増加させる可能性は

開発・技術大臣、水素経済実現に向け国家復興計画の予算から8億ユーロを提供【14日】

ブダ開発・技術大臣は、水素関連法案の整備、水素の製造、輸送、貯蔵、利用のためのインフラ構築など、水素経済を実施するため国家復興計画の予算から8億ユーロを提供すると述べた。水素の利用を普及させることで、ポーランドは化石燃料の輸入から自立し、エネルギー安全保障を確保することが容易になると加えた。

大使館からのお知らせ

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェン

ゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。

3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

(1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」

(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)

(2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」

(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)

(3)ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル

(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)

6 テロの類型別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

●ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。

●歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

●爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。

●周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が

必要。

●爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

●犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

●不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。

●会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。

●セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。

●二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

エチオピア・ボレ空港でのフライト乗り継ぎに関する注意喚起

現在、エチオピア全土に対して危険情報「レベル4:退避してください。渡航を止めて下さい。(退避勧告)」を発出しています。また、南アフリカにおいて報告されたオミクロン株の発生を受け、世界各国の水際対策措置が強化されています。

こうした状況を踏まえ、エチオピア・アディスアベボのボレ空港を利用した航空便の乗り継ぎは避けることを強くお勧めします。また、アフリカ地域への渡航を予定されている方は、利用する航空機の運航状況及び最終目的地の水際対策を確認するなど、関連情報の収集に努めてください。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者が増加し、同3月20日には、感染事態が宣言されました。2022年3月28日以降、ポーランドにおける防疫措置が大幅に緩和され、マスク着用義務は医療施設内などに限定されましたが、人混みでのマスク着用は引き続き推奨されています。同年5月16日以降は、「感染事態」から「感染脅威事態」に変更される旨が発表されています。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>**有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて**

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正(平成30年)に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

第26回参議院議員通常選挙に伴う在外公館投票の実施について

●選挙日程

○公示日: 令和4年6月22日(水)(予定)

○在外公館投票の開始日: 令和4年6月23日(木)(予定)

※当館の投票期間は、令和4年6月23日(木)から令和4年7月2日(土)まで(予定)

※当館の投票時間は、午前9時30分から午後5時00分まで(予定)

○日本国内の投票日: 令和4年7月10日(日)(予定)

●投票に必要なものは、(1)在外選挙人証、(2)旅券等の身分証

[お知らせ]大使館広報文化センターは、5月30日(月)～7月18日(月)の間、改装工事のため休館いたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-73 00、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

[開催中]国際ポスター展覧会「NO WAR」【2022年6月14日(火)～6月30日(木)】

ワルシャワ市のポーランド日本情報工科大学にて、同大学と日本国際ポスター美術館との共催で、国際ポスター展覧会「NO WAR」が開催されます。平和をテーマとするポスター作品の展覧会です。入場は無料です。
開催場所: Polsko-Japońska Akademia Technik Komputerowych, Koszykowa 86, Warszawa

【予定】展覧会「日本大工の伝統と職人技」【2022年6月19日(日)～10月16日(日)】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「日本大工の伝統と職人技」が開催されます。竹中大工道具館との協力で、日本の大工道具等を紹介する展覧会です。

開催場所: Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Marii Konopnickiej 26, Kraków

詳細: <https://manggha.pl/wystawa/tradyc-ja-i-kunst-japonskiego-ciesielstwa>

【予定】剣道世界選手権「ヴラティスヴィア・カップ2022」【2022年7月2日(土)～3日(日)】

ヴロツワフ市にて、ポーランド剣道連盟・ヴロツワフ剣道協会主催「剣道世界選手権 ヴラティスヴィア・カップ2022」が開催されます。

開催場所: Hala Sportowa Politechniki Wrocławskiej, Chełmońskiego 12, Wrocław

詳細: <http://www.vratislaviacup.pl/index.php/pl/>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。

報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)